平成２４年（フ）第２２３号
宮崎市松山１丁目６番26号　みかさビル401号
債務者　伊藤　明裕
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２８号
静岡県焼津市石津中町18番地の５
債務者　村松　秀臣
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　武幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９８号
静岡県藤枝市八幡88番地の４　ソレイユＢ105号
債務者　米田　進一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野江里香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３４号
福井市高木１丁目1002番地　ロアール高木410号、申立時の住所福井市寺前町第１号２番地22
債務者　錦織　義弘
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光照　良眞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
福井県大野市春日３丁目４番15号
債務者　田原　光浩
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神保美智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
新潟市江南区所島２丁目５番36号
債務者　東城　　実
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９７７号
福岡市早良区四箇田団地２番404号
債務者　吉岡　清和
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３９号
福岡県朝倉市一木32番地１
債務者　中西　信博
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３号
新潟市北区葛塚3107番地、前住所新潟市北区葛塚4736番地１
債務者　滝澤　　惣
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３４号
新潟市中央区天明町２番22号
債務者　薄田　　晃
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７６４号
大阪府吹田市山田西３丁目18番２号
債務者　小川智恵美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡　　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０２号
大阪府枚方市春日元町２丁目32番10―108号、前住所大阪府四條畷市岡山５丁目６番５号
債務者　和光製作所こと　平野　智明
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富山　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０９号
大阪市鶴見区横堤４丁目27番29号、前住所大阪市城東区成育５丁目５番６号
債務者　小中板金工作所こと　小中　　昭
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６４号
大阪市北区西天満５―12―８　みそのビル405、住民票上の住所大阪府吹田市新芦屋上４番７―406号
債務者　エムアンドケイ音工房こと　片岡　雅好
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井嶋　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０９号
函館市湯川町３丁目２番20号
債務者　中浜　克憲
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１５号
函館市中道２丁目40番１号
債務者　篠原三枝子（旧姓野館）
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２９号
岩手県一関市舞川字山根197番地25
債務者　小野寺孝記
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部